



# 久留米市運送業等低燃費タイヤ導入支援補助金

## 申請の手引き

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

令和4年10月4日(初版)

久留米市商工観光労働部 商工政策課

## 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、加えてウクライナ情勢による原油価格高騰の影響を受けている中小運送事業者等に対し、燃費向上のための低燃費タイヤの導入を支援し、燃料価格高騰による経営負担及び環境負荷の軽減を図ります。

### 本制度において対象となるタイヤ (詳細は、4ページをご確認ください)

本制度では、以下のタイヤを対象としており、「低燃費タイヤ」と記載しています。

- (一社)日本自動車タイヤ協会の低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤ
- 各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるタイヤ
- 更生(リトレッド、再生)タイヤ

### 対象者・対象車両 (詳細は、2～3ページをご確認ください)

久留米市内に事業所を有し、運送事業等を実施している中小企業者

対象業種	対象車両
貨物自動車運送業(トラック等)	事業用車両(緑・黒ナンバー)
旅客自動車運送業(タクシー、バス等)	事業用車両(緑・黒ナンバー)
自動車運転代行業	随伴用車両

### 対象経費 (詳細は、4ページをご確認ください)

令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間に、低燃費タイヤを購入し、対象車両に装着した際の低燃費タイヤ購入費(支払済みのもの)

### 補助額 (詳細は、5ページをご確認ください)

補助対象経費 × 補助率(下表参照)

ただし、下表に定める額を上限額とします。

区分	対象車両	補助上限額	補助率
ブリヂストン製 低燃費タイヤ	軽自動車	3,000円/本	1/2
	乗用自動車等	7,500円/本	
	貨物自動車等	15,000円/本	
ブリヂストン製以外 低燃費タイヤ	軽自動車	2,000円/本	1/3
	乗用自動車等	5,000円/本	
	貨物自動車等	10,000円/本	

### 申請期限等

必要書類をご準備の上、令和5年2月15日(水)までにご申請ください。  
ただし、予算の上限に達した場合、申請受付を早期に終了することがあります。

ご不明な点がございましたら、巻末のお問い合わせ先までお問い合わせください。

## 2. 補助対象者

以下の（１）～（５）までの全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- （１）久留米市内に事業所（本店、支店、営業所、事務所等）を有し、事業を実施している中小企業・個人事業者

**中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する「中小企業者」が対象**となります。

※（運輸業の場合）資本金の額が３億円以下 又は 常時使用する従業員数が３００人以下

※「中小企業者」に該当する法人形態等

- ・個人事業主
- ・会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 等  
（一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等は対象外）

- （２）運送業等に必要な許可又は認定を有し、市内で運送業等を実施していること  
対象となる運送業等の区分は以下のとおりです。

運送業等の区分	根拠法	業態例
一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法	トラック、霊柩車
特定貨物自動車運送事業		特定の１社のみ貨物運送
貨物軽自動車運送事業		軽トラック
一般乗用旅客自動車運送事業	道路運送法	タクシー、介護タクシー
一般貸切旅客自動車運送事業		貸切バス
一般乗合旅客自動車運送事業		乗合バス
特定旅客自動車運送事業		特定の者についての旅客運送
自動車運転代行業	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	運転代行

- （３）申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続する意思があること

- （４）市税を滞納していないこと

- （５）次のいずれかに該当する者でないこと

ア 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人

イ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者

エ 暴力団、暴力団員及び、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。（法人の場合は、代表者及び役員等が上記に該当しないこと。）

オ その他、補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

### 3. 補助対象車両

以下の（１）～（３）までの全ての要件を満たす車両が対象となります。

- (1) 補助対象者が運送事業等の用に供する事業用車両
- (2) 久留米市内に本店がある補助対象者が使用する車両、又は補助対象者が使用し自動車検査証において使用の本拠の位置が久留米市内である車両
- (3) 補助対象者が営む運送事業等の区分に応じ、それぞれ次に定める車両であること
  - ア 貨物自動車運送事業 自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用であること
  - イ 旅客自動車運送事業 自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用であること
  - ウ 自動車運転代行業 運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車

【参考】自動車検査証での確認内容

主な確認項目	チェックポイント
① 自家用・事業用の別	「事業用」となっていること ※自動車運転代行業以外
② 自動車の種別	「軽自動車」の場合、補助上限は「軽自動車」の区分になります。
③ 用途	「乗用」の場合、補助上限は「乗用自動車等」の区分になります。 「乗用」以外の場合、「貨物自動車等」
④ 使用者の氏名又は名称	補助申請者が使用者となっていること
⑤ 使用の本拠の位置	
⑥ 有効期間の満了する日	申請日時時点で有効となっていること

## 4. 補助対象経費

本事業では、低燃費タイヤの購入かつ補助対象車両への装着が補助対象事業であり、以下の（１）～（３）までの全ての要件を満たす経費が対象となります。

### （１）低燃費タイヤ本体の購入経費

- ※ 対象となる低燃費タイヤは、一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤの統一マークが表示されているもの及び各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるもの、並びに更生タイヤとなります。
- ※ 対象となる主な製品については、別紙「補助対象低燃費タイヤ一覧」でご確認ください。
- ※ タイヤの装着に係る費用（取付費）やタイヤ処分費用等は補助対象外です。

### （２）令和４年４月１日から令和５年１月３１日までの期間に購入・装着・支払を行ったことが確認できる経費

### （３）支払証拠資料等により支払金額・装着の事実が確認できる経費

#### 【対象外となる経費】

- ・中古品のタイヤの購入
- ・交換用等、買い置きのためのタイヤの購入
- ・国や地方公共団体等が実施する他の助成制度と重複する経費
- ・申請者自身の製品、サービス等による経費
- ・低燃費性能等の効果が不明確なもの
- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・その他公序良俗に反する等、市長が適当でないと認める経費

#### 【留意事項】

- ・令和５年１月３１日までに支払い（クレジットカードによる支払いの場合は銀行口座からの引き落とし）が確認できたものが対象となります。なお、クレジットカードによる支払いは、一括払いに限ります。（分割払い、リボルビング払いは補助対象外。）
- ・入手価格の妥当性を証明できるよう、できるだけ相見積りを取り購入先を検討する等、適正な出費に努めてください。
- ・補助対象車両１台につき、申請は１回に限ります。

## 5. 補助額

### 補助対象経費 × 補助率（下表参照）

対象車両の区分ごとに上記計算を行い、補助金額を算定します。

（下表に定める補助上限額を超える場合は、補助上限額）

区分ごとの算定額の合計が、補助金交付申請額となります。（千円未満切捨）

区分	対象車両	補助上限額	補助率
ブリヂストン製 低燃費タイヤ	軽自動車	3,000 円／本	1/2
	乗用自動車等	7,500 円／本	
	貨物自動車等	15,000 円／本	
ブリヂストン製以外 低燃費タイヤ	軽自動車	2,000 円／本	1/3
	乗用自動車等	5,000 円／本	
	貨物自動車等	10,000 円／本	

※上表における用語の定義については下記のとおりです。

・低燃費タイヤ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤの統一マークが表示されているもの及び各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるもの、並びに更生タイヤ

・軽自動車

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一に規定する軽自動車

・乗用自動車等

「自動車の用途等の区分について」（平成 19 年 1 月 4 日国自技第 202 号）における乗用自動車等（前号の軽自動車を除く。）

・貨物自動車等

「自動車の用途等の区分について」における乗合自動車等、貨物自動車等、特殊用途自動車等など前号の乗用自動車等以外とする。

### 【計算例】

一般貨物自動車運送事業を営んでおり、使用するトラック 5 台それぞれにブリヂストン製の低燃費タイヤ 6 本を 1 本 40,000 円（税抜）で購入・装着

対象車両の区分は、「ブリヂストン製」「貨物自動車等」

1 本あたりの補助上限額は 15,000 円、補助率は 1/2

#### 補助上限額

1 本あたりの補助上限額（15,000 円） × 購入本数（30 本） = 450,000 円

#### 補助金額の算定

購入額全体（1,200,000 円） × 補助率（1/2） = 600,000 円

≧ 補助上限額（450,000 円）のため、補助金額は 450,000 円

## 6. 申請から交付までのながれ

当補助金は、通常の補助金と異なり、補助対象事業の実施後に補助金の交付申請を行っていただき、市で内容を審査の上、適正であると認められる場合、交付の決定・補助金の入金を行います。

ご不明な点がありましたら、事業実施前に「お問い合わせ先」（9ページ）までご相談ください。

### (1) 補助対象事業の実施

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに購入・装着・支払を実施した低燃費タイヤについて、補助金の対象となります。

これから低燃費タイヤの購入を行う場合は、「4. 補助対象経費」（4ページ）等をよくご確認ください。

※補助金の申請は申請順に受付を行い、予算に達した場合は申請受付を締め切ります。

当補助金の活用をご検討の場合は、早めの事業実施・ご申請をお願いいたします。

### (2) 申請書類の提出

「7. 提出書類」（7ページ）をご確認いただき、申請に必要な書類をご準備ください。申請順に審査を行い、必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。

申請書類は、差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先に（簡易書留、レターパック等の追跡できる方法での）郵送、又は窓口までご持参ください。

**受付期間** : 令和5年2月15日（水）まで **【当日消印有効】**

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

**宛 先** : 〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所 商工政策課

### (3) 審査・結果通知

申請受付後、市による審査を経て、受付後2～3週間を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。交付が決定された場合、交付決定通知の郵送後1～2週間を目途に、申請書記載の口座へ補助金の入金を行います。

## 7. 提出書類

必要書類が全て整っているものに限りに、受付をします。以下をご確認のうえご準備ください。提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。

また、申請書等の様式や記入例は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2022-0929-1619-74.html>



NO.	申請書類	備考
1	交付申請書兼実績報告書	第1号様式
2	交付対象車両一覧	第2号様式
3	役員等調書及び照会承諾書	第3号様式
4	市税の滞納なし証明書	発行から3か月以内のもの
5	履歴事項全部証明書の写し ※法人のみ	発行から3か月以内のもの
6	確定申告書の写し（直近） ※個人のみ	開業間もない場合は、「開業届の写し」
7	本人確認書類の写し ※個人のみ	運転免許証、マイナンバーカード（オモテ面）等
8	運送業等の許認可証等の写し	（運送業・バス） 自動車運送事業許可書 or 更新許可書 （軽運送業） 貨物軽自動車運送事業経営届出書 （運転代行業） 公安委員会発行の運転代行業認定証
9	対象車両の自動車検査証の写し	交付対象車両一覧（第2号様式）に記載のすべての車両分
10	運転代行業保険又は共済証書の写し ※運転代行業のみ	交付対象車両一覧（第2号様式）に記載の運転代行業に使用する車両について、「随伴車」であることを確認できるもの
11	支出・購入、装着の事実が確認できる書類	購入日、支払日、装着日、購入金額、取り付けた車両の自動車登録番号又は車両番号、対象商品名（型式）、本数等が確認できる書類 ※複数の書類の組み合わせでの確認も可 ・領収書、振込金受取書、取引記録 等 ・請求書、納品書、作業報告書 等 ※自社装着の場合は、装着の事実が確認できる報告書（任意様式）及び対象タイヤ取付後の車両写真等が必要 （写真は取付の車両ナンバー、タイヤの装着状況が確認できるもの）
12	振込先口座がわかるもの	金融機関名、支店名等、口座名義、口座番号が確認できるもの



## 【留意事項】

- ・「本人確認書類の写し」、「運送業等の許認可証等の写し」、「対象車両の自動車検査証の写し」「運転代行業保険又は共済証書の写し」について、有効期間の設定があるものについては全て、申請時点で有効であることが確認できる必要があります。
- ・領収書は、市が確認後に写しを取り、原本を返却します（原本の提出が必要です）。
- ・請求書、領収書については、発行日や総額だけでなく、購入本数、規格（型番）等内訳が確認できる必要があります。
- ・これから購入する場合、原則、口座振込により支払いを行ってください。
- ・決済は法定通貨に限ります。仮想通貨・クーポン・特定ポイント（クレジットカード会社等からの付与）・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用は認められません。
- ・補助金の申請書類の記載にあたって使用できる通貨の単位については、日本国通貨（円）に限ります。
- ・補助金の振込先は、申請者名義の口座に限られます。（法人は法人又は法人代表者名義の口座、個人は申請者本人名義の口座）
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

## 8. 申請にあたっての留意点・お問い合わせ先

- ・補助交付決定において、補助金の交付額が申請書に記載された補助申請額より減額される場合がございます。
- ・必要に応じ、本補助金が適正に活用されているか確認を行うため、書類の追加提出及び説明を求める場合や、現地確認等を行う場合があります。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、久留米市に補助金を返還していただきます。
- ・申請者に対して、補助金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことがあります。
- ・補助対象事業に係る全ての書類等の情報を補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければなりません。
- ・取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならず、転売等をしてはなりません。

**お問い合わせ先**      (受付時間：平日9時から17時)

**久留米市 商工観光労働部 商工政策課**

**電 話：0942-30-9133**

**ファックス：0942-30-9707**

**メー ル：syoko@city.kurume.lg.jp**